



## シー・ファイブ・エイト・ホールディングスがソフトブレーン<4779>株式の大量保有報告書を提出



ソフトブレーン<4779>について、シー・ファイブ・エイト・ホールディングスが11月17日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者は、発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを発行者に要請する予定であり、提出者及び共同保有者は、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定です。」によるもの。

報告書によると、シー・ファイブ・エイト・ホールディングスのソフトブレーン株式保有比率は、82.69%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年11月10日。